発行所
三池炭鑛勞働組合
大牟田市不知火町
編集発行印刷人　平島敏治
印刷所　三鉱労組印刷工場
三鑛勞組機關紙

書記局便り

十一月四日　久保田労協中闘上京
十一月五日　竹下厚生部長上京 線水、原社宅現地録音
十一月八日　第三波スト突入 円佛副組合長上京
十一月九日　福炭労婦人協議大会

25万の憤激遂に爆発！

決然、スト第三波へ！

交渉完全に膠着

第三次案の本性は能率給

十一月四日中労委会長によって示された一九五〇円増収案を基礎に炭労戦術委員会は資本別に大巾な交渉の権限を移譲して交渉進展えの道を開いたが頑迷なる会社は既提示案を固守して應ぜず尨大なる利潤をひたかくしに隠して陰に第三者の介入を待っている事が予測されるが、この会社側の頑劣なる態度に対し吾等は更に憤激を新たにし、十日より堂々第三次ストに突入することになった。

第三次案のからくり

五日午前一時開会した三井第十回の團交に提示された会社の第三次案は完全に能率賃金の本性を現した。

第三次案内容

A案

基準賃金	坑内＝五〇〇円 坑外＝三〇〇円
標準作業量	一〇〇％
能率賞与	一、二〇〇円
精勤賞与	五〇〇円
斡旋追加	七〇〇円
合計	二、四〇〇円

標準作業量を一〇〇パーセントにしたのでその見合額一六〇円を引き合計二、二四〇円を話し合で決定する。

B案

基準賃金	坑内＝五二〇円 坑外＝三一〇円
標準作業量	一〇三％
能率賞与	一、二〇〇円
精勤賞与	五〇〇円
斡旋追加	七〇〇円
合計	二、四〇〇円

基準賃金を修正したのでその見合額四五〇円を引き合計一九五〇円を話し合いで決定する。

右のA、B何れか一方の案を決定基準賃金を上げたければ能率を上げろ、一、二〇〇円が欲しかったら会社が示すだけ出炭しろ…これが会社の「考慮の余地のない」最後案である。

能率賞与は絵に書いた餅にすぎない、無條件で支給される金ではないことだ、而も予定の九七パーセント以下は一銭も貰えない、これ」が一、二〇〇円の正体であることを見落してはいけない。

円佛副組合長

逆オルグとして上京

緊迫せる中央の情勢把握と盛り上る山元の闘争意欲傳達の為從來は中闘委がオルグとして帰山していたのであるが、中央に於ても人員不足もあるので中央の要請にもとづいて山元より逆にオルグを派遣することになり安易な妥結を絶対せぬよう円佛副組合長は戦術委員会の決定をもって八日上京した。

前進

賃上げ闘争を闘ひ抜け

（一）

賃上げ闘争は労働組合に与えられた最大の任務であり、平常営々として蓄積された戦力はこの闘ひにこそその全部を出し盡さねばならぬ。吾々は過去幾度も賃上げ闘争を経験して來た、然して客観情勢は必ずしも我に利あらず不満乍ら吞むとの悲痛な気持で妥結し、闘ひの矛を収めて來た。然らば今次の闘争は如何なる客観情勢の下に闘われているであろうか。靜かに情勢を見るとき、第一に吉田反動政府は世論を無視して組合彈圧法たるゼネスト禁止法を臨時國会に上提せんとしている第二に朝鮮動乱以後の生産の拡大と之に伴う電力需要の増大は異常渇水と相まち電力用炭の急増を來している等に依り石炭事情は逼迫し深刻な様相を呈し、社会問題化しようとしている。第三に石炭需要の増加に依り石炭企業は黒字経営を続け乍らも企業合理化達成の為の設備投資の必要とか復金融資の返済等を挙げ労務費えの黒字注入を忌避している以上の如く吾々を繞るこの様な客観情勢の中で「国民が通常なしている一般的な生活がその標準家族をも含めて維持するに足る額」を獲得せんとして闘ひを展開しているのであるが客観情勢を一つ一つ分析して見る時、政治的にも経済的にも困難なイバラの道の連続ではあるが不満乍らとの結論の下に闘ひの矛を収める事の許されない事を知らねばならない。

（二）

吾々は組合が経済闘争を目的として組織されていることを熟知している。それ故にこそ問題の解決は常に労資双方の責任に於てつけるものと考えており第三者の介入に依る解決は欲しないのである。然るに政府は石炭事情の逼迫とその社会に及ぼす影響を理由に職権調停や石炭事情の公益事業えの指定、物調法による出荷命令等の行政権力に依る労資関係えの介入を企図しあまつさえ吾々労働者に与えられた唯一の武器であるスト権の剝奪をたくらみゼネスト禁止法を國会に提案せんとしている。吾々は吾々に与えられた権利の自由なる行使は、何人と雖も阻むことは出來ないと確信しており今次の闘争も経済闘争の域を脱しているものでないのは勿論である。若し政府がスト解決遅延の理由の分析を誤ることなく一挙にその權力を以て労働者のみを圧迫するスト權剝奪えの政策を強行せんとするならば吾々は好むと好まざるとに拘らず政治權力との闘いえの火蓋を切ることを余儀なくされるであろう。

（三）

一方目を石炭界に轉ずれば朝鮮動乱以後鉄鋼セメント輸送その他産業の特需や輸送の活況で石炭の需要が急増し二十六年度に於ける石炭需要量は四、六四〇万屯（安本見透し）と昨年の一五％増となっており特に電力は六三〇万屯（四五％増）鉄鋼は六五七万屯（三五％増）と飛躍的にその需要の増大が見込まれている、にも拘らず貯炭の状況は僅かに一〇七万屯（九月末）と平常貯炭の半分にすぎず石炭需給は極度に窮屈になるのは必然であろう。この様に石炭事情の窮迫した時に一日八万三千屯に上る減産を來す炭労ストの日本経済に与える影響は大きく現在上昇しつゝある鉱工業生産の停滞をもたらす結果ともなろう。吾々は社会不安を引き起す爲のストに突入したものではない。吾々は石炭産業の重要性を認識するが故に現在迄我が國産業中に於ける最も低い條件にあまんじて來た。吾々がストに入らざるを得なくなった理由は吾々の労働條件を社会に公表することに依って諒解されるであろう。そして社会不安をも引き起すが如き状態に立ち至らしめた責任が吉田内閣の石炭行政の欠陥と経営者の自己保全に汲々たる結果であることを世論は批判してくれると信ずる。

（四）

吾々炭鉱労働者の基準賃金（二十六年六月全國平均）は坑外夫五六五〇円で公務員給与の七〇％程度、國鉄等の五〇％程度にすぎず、坑内夫でさえ九、七〇〇円であり、如何に低賃金にあまんじているかを証明しておりこの現実を見るとき社会の批判が吾々を支持してくれることを信じて疑わない。地下数千尺の悪條件下に生命を的に働らく炭鉱労働者が常に他産業より低い賃金にあまんじなければならない理由が何処にあろう。石炭企業が赤字経営だというならばまたしも石炭需要の増加に依り、かなりに巨額の利益が経営者に確保せられていることは社会の常識となって居り三井に於ても山川社長は「現在の石炭業は相当もうかっている」と公表している。それにも拘らず利益は設備投資や復金返済に必要だと称し吾々の最低生活さえ補償しようとせず、あまつさえ吾々がやむにやまれず決行したストを利用して炭価のつり上げ或は復金融資の支拂延期乃至は棒引きを考え自己の責任に於ての解決を図らず解決の永引くことに依り起る社会不安の間隙を縫ってその目的を達成せんとしているやに見える。

（五）

以上吾々を繞る若干の情勢の分析を試みたが吾々の行手には政治力を以て吾々を阻止せんとする權力あり、労働力の再生産えの補償さえこばむ経営者あり、將にその前途は暗澹たるものである。然し負けてはならぬこの一戦であり、社会の公正なる批判を期待し乾坤一擲最后の闘ひを続行せねばならぬ。炭鉱労働者の生活の安定なくしては石炭危機の打開はあり得ない。日本の復興の爲にも吾々は生活を守る爲にも断固最后迄闘はねばならない。」

斜陽に影を引いて

…昇坑する、すぐ、その目は無意識のうちに掲示板にすいつけられる。おれ達と中央とを繋いでいる、目に見えぬ脈絡が、いき〳〵と、そこに闘ひの鼓動を傳えてくれる。やってくれ！

解説

労働金庫とは

一般の民間で金融業務を営む場合その準拠法は大別して次の三つが考えられる。

一、銀行法によるもの
二、中小企業等協同組合法によるもの（昭二四・七・一施行）
三、信用金庫法によるもの（昭二六・六・一五施行）

（一）は営利原則に立って利潤追究を目的とする一般市中銀行がそれであり、高額の資本を要するものであって、われわれ経済的地位の低い賃金所得階級の企て及ぶ代物ではないのは勿論、殊にその取引対象も儲けの多い大企業相手であってわれわれ零細庶民階級の小口で無担保の消費信用など煩はしくて、コスト高で且つは危険この上もなく到底そろばんに合たつ話ではないというのが実情である。

そこで吾々の條件に叶ったものといえば（二、三）の場合であって、両者の立法目的を調べてみると何れも國民大衆ないし中小企業者または勤労者のために作られたもので而も協同組織であるところに特色がある。営利目的ではなく加盟会員（または組合員、これは個人とは限らない組合とか生協とか團体でもよい）はみんなが出資してみんなが利用し合う、そして一貫する事業運営の基本原則は「会員への奉仕」ということに盡きる。同様な経済的社会的地位に在る者どうしが、相互扶助の精神に基いて結合する所が本法の生命である。

だが（二）と（三）とではその性格、規模に於て稍異っている。協同的性格は（二）の方が強く、従って事業範囲組合員の範囲等は（三）の方が廣く、会員外の預貯金をも扱い一般銀行により近い。法定最低出資額も事務所を人口五十万以上の市に置く場合、前者は五百万円 後者は一千万円、人口五十万未満の場合は、夫々三百万円と五百万円という割合である。監督も後者に対してはより厳しく、大藏大臣の免許事業であるが、前者に於ては適格要件さへ具備しておれば、知事の認可で足りる。

さて通称は労働金庫と呼ばれているが、法律上の正式の名称は（二）に準拠して設立されたものは「信用協同組合」であり（三）に拠るものは「信用金庫」ということになる。そして公式の場合は、何れもこの名称を用いなければならない。現在岡山、兵庫、千葉、北海道、埼玉、福島、宮城の七県に設立を見ているが、何れも（二）に拠る「信用協同組合」であって、出資額は兵庫の五百六十万円を除いては何れも三百万円程度である。

信用対象の主なものは、生活資金、賃金遅欠配資金、商利貸肩替資金、冠婚葬祭、医療、住宅、進学、納税資金等救済的なものから、福利厚生的な部門に亘っているが、將來は争議資金、殊に消費組合＝生活協同組合とのタイアップによる実質賃金の拡充面に於て、期待せられる所は大きいものと予想される。事実英國五大銀行の列に伍して隆々たる光彩を放っている、G・W・S労働銀行の今日ある所以は、労働者を対象とする卸売協同組合との表裏一体的関係に在った。

さて福岡県に前述の最低必要條件を充たす労働金庫（信用組合）を設立するとして、県労政課の試案「福岡県労働金庫設立構想」に就て見ると

1、専従役員数 一一人
2、出資金三〇〇万円（一口千円）
3、預金三、三〇〇万円
4、貸付金二、五〇〇万円

△収入	
貸付金利息	三七五万円
預金利息	三二万円
計	四〇七万円
△支出	
人件費	一五九万円
物件費	一二万円
支拂利息	一一六万円
計	三八七万円
△利益金	二〇万円

といった規模であるが、組合数千二百を超へ、労働者数として実質的に人口五十万人以上の都市に匹敵する福岡としては出資額も五百万円のAクラスを目途とせねばなるまい。

因みに県下労組の余裕資金状態を本年四月現在調査に就て見ると、闘争資金八千五百万円、預貯金総額一億二千万円に上るが こゝに特に注意を喚起したいことは、その預け先に就てゞある。郵便貯金の二〇、四％は別としても、一般銀行に四八、六％甚だしきは使用者への預金一一、三％であって、両者合算六〇％が資本主義的営利金融機関に吸収されている事実である。これ等の銀行に吸収された零細なわれわれの血と汗の節約の結晶が、彼等の営業方針によって一体誰のためにどの様に使はれているか みんなにとつくりと考えて戴きたい所である。

一九二六年独乙海員同盟が自分達の労働銀行を設立した時、その趣意書を次の様に結んだ——

一般銀行や、貯蓄銀行に貯蓄することは、取りも直さず貯金者自ら進んで大資本家を益々強大ならしめるものであり、労働者階級の金を大企業の統制下に置くことであり…勤労大衆の預金を勤労大衆の運用資金に融通することである

交渉遂に決裂

無期限か、波状か？

第十回團交の会社案は遂に最終的決裂への道を歩き始めた。五日深更十時十分決然と席を立った中闘委員は事態の悪化と今後の戦術を討議した。無期限か、波状か？六日の炭労中闘委員会は激論に明けて七日午前二時過ぎ遂に第三次波状スト指令を決定した。

闘争は長期化へ

互に一歩も引かぬ主張、客観情勢の硬化、強制調停への動き…事態は完全に長期化の様相を呈し始めた。短期解決への道は狭められつゝある。長期闘争もまた敢然と闘おう。三鉱連中闘は断乎として最強の戦術を秘めて陣頭に立っている。

常盤地方は妥結す

常盤地方（磐炭労）は十一月七日午前一時炭労中闘の了解を得て次の條件で妥結しストを中止した。

1、特Aブロック（常磐炭坑）
基準賃金　坑内　五五〇円　坑外　三四〇円
作業量　現行
出勤手当　一方当り　四〇円
生能　一〇〇％に対し五〇〇円、一％上下三〇円最高一〇〇〇円

2、Aブロック（茨城、関本、隅田川）
基準賃金　坑内　五三〇円　坑外　三二〇円

3、A'ブロック（山口）
基準賃金　坑内　五〇〇円　坑外　三〇三円

4、Bブロック（現行坑内三六三円坑外二二六円の中小炭坑）
基準賃金　坑内　四七〇円　坑外　二八五円

5、例外ブロック（現行坑内二五八円坑外一五八円の炭坑）
基準賃金　坑内　三七六円　坑外　二二八円

期末手当要求額二万円

退職手當は額上を

第三回中央委員會で決定

期末手当要求に関しては第三回中央委員会に於て浦川書記長より昨年の経験に鑑み早急に立案の上交渉に入らなければならないとの観点に立ち、諸情勢を勘案してその額について種々検討を重ねた結果一万円を今次要求として行いたいとの結論を得たのでこの点で早急に立案し交渉を行いたい。尚この肉付その他については執行部に一任願へればこの点についても早急に中央と連絡して三池の意志を強力に反映したいと提案、これに対し十二月初旬を目途として早期解決、昨年の額をその儘持って來たのは不満である、二万円を要求すべきだ、要求額については將来迄恨を残さぬ様額は三鉱連に一任する等の意見並に見解を繞る論議の結果「額を打ち出すべきである」「打ち出すべきでなく一任すべきだ」との意見対立、挙手採決の結果過半数以上で額を打ち出す」ことに決定、その額については「執行部提案一万円」「三川支部提案二万円」につき挙手採決の結果絶対多数で二万円要求に決定した。

退職手當に關する件

退職手当協定締了に対し山元執行部としては基本的な考へ方としては諸般の情勢を分析し現行協定を基盤として不備の点を修正し額上げに努力する、案の作成については從來三池で作っていた西鉱連、三鉱連、九北の意見調整を経て大衆討議に掛け三鉱連で決定するといった様な方法であったが、今回は期日的にも切迫しておるので早急立案の上交渉を持つことを執行部に一任願い度い。尚修正案の主な点は

◇基礎賃金の健保日額相当額の八〇％を一〇〇％に修正
◇十年未満が傾斜がゆるく安いので現協定を基礎としてその不満を修正して額上げに努力する。

以上の提案を諒解決定した。

尚退職手当要求草案委員には中央執行委員会で松本副組合長を決定したので中央委員会に確認求め諒解決定した。

西鑛連中村氏辞任

西鉱連役員中村三一氏（西山支部）一身上の都合で辞意表明中であったが、今回後任として前書記次長池田利治氏（本所支部）が就任することになった。

單價引上は反對

健保問題について 浦川書記長談

健保制度を繞って最近保健医側からとみに不満の声が昂まり「保健制度を改善せねば保健医は総退陣する」等強硬態度を示している地区もあり。十一月七、八両日の全國健康保険組合大会を前にその態度が注目されており、代表派遣を前にわれ等がとるべき基本方針について浦川三鉱労組書記長は次の如く語っている。

最近健康保健制度を繞って保険医側から「今の制度じゃ全くやり切れぬ、医者殺しだ」という不満の声が昂まり、中央でも重視されている折から、去る十月廿三日福岡市保険協会では「医者殺しの現行保険制度を改善せねば保険医を総退陣する」と強硬な態度を示してきたが、こうした保険医の考え方は、その理由がどうであろうとも人命を預り人道を尊重すべき立場にある者としてどうかと思われる医師側が健保に対して不満とする所は

1、診療単価の低いこと
2、制限治療
3、重税
4、審査の不当
5、支拂の遅延

の五項目で、その要因は医師としての良心的な治療が出來ぬということと、生活水準の引上げ希望にある様だが、生活水準の問題は日本國民の全般的な問題であり、破滅に瀕している勤労大衆の生活水準と比較する場合、未だしもといわざるを得ない。

現行診療単価十円に対する単価引上げも勤労大衆としては現行十円が窮極の額で、これの引上げは勤労者の生活を破綻に導くと同時に健保制度存立の基盤を動揺せしめるもので、我々としては到底應じ兼ねる処である。

次に医師の良心的治療ということについては十分尊重すべきで、労働者の負担金を現行の儘で据置きその上で診療の内容、設備などを現行以上善処する事を日本医師会が確約すれば当然税其他の問題に就ては協力を惜しむものではない以上の考え方で來る十一月七、八両日の全國健康保険組合大会に代表者を出席させる考えであるが、この問題は十分政治的含みもあるので吾々に有利になるよう展開してゆきたい。

市役所汚職事件を追求

荒尾市會だより

荒尾市定例市議会は十月二十九日より三日間開催、執行部より自動車運賃値上、消防自動車購入費起債、第三小学校起債等の提案があり、原案通り可決し、更にけふ六万市民の注目の的である市役所汚職事件について緊急質問があり、市当局より次の様な答弁がなされた。

1、六万市民に対し監督の不行届のために大変お迷惑を掛けて誠に申し訳無い。
2、今回の事件は臨時雇の衛生課勤務 井上君が県に納む可き犬の鑑査料並狂犬病予防注射代を約十二、三万円程度使込みのあった事はほゞ確実の様である。
3、井上君は直に警察に拘留されその后同課の橋本君が引張られ、遂に尾山衛生課長が引張られ、一切の関係書類を押収されたので現在司直の手で調査中であるのでこれ以上は解らない。
4、市当局としては速かに之に対する前後措置として「事務刷新委員会」を作って対策を練っている。
5、新聞、ラヂオ等で報道されている内容は必ずしも正しいとは思はれない。

以上の答弁に対して各議員より猛烈な質疑が交され遂に緊急動議として

一、議会として監査の請求を行う
二、市政淨化特別委員会を作り此れの原因を調査し、内容を明確に市民に訴へ今後絶対にかゝる事の無い様、又市民が安心して納税出來る様に不備の点を改正する事

以上宮川（三鉱）河野両議員より提案説明がなされ之を満場一致で決定した。

その後十一月二日衛生課坂本係長が逮捕され新聞ラヂオでは市役所汚職事件なお拡大と報道されている

私達労働者、特に三鉱労組としては市民税の問題では種々組合員に市民としての協力を求めて來た。今回の事件に就いては働く労働者市民として真相糾明に市会も警察もあらゆる努力を拂われる様願うものである。

ぽいんと

第一波!!第二波!!ストは續く…交渉は愈々行詰った、第三波だ!!のこすぞ、炭鉱組合史上に、最初で最後のたゝかいを

× ×

会社幹部ははっきりと、闘かっていると発表している。にも拘らず、会社は世論で闘うと言明。

世論は理不盡な資本家に組するかどうか。

× ×

米麦統制撤廃で、大臣君曰く「金持は米を食ひ 貧乏人は麦か芋でも仕方がない」

そりゃ聞えませぬ、吉田さま、エデンの園は程遠い

× ×

政府、資本家は國太鼓で、資本蓄積、貯蓄増強を叫ぶが、その金は、誰が何に使うか？戦争準備はもう眞平だ、労働者の労働金庫を設立しよう

× ×

年末も寒波とともに近くなった まだまだ闘ひの指標は山積だ 期末手当 退職手当 闘ひの波は寒波とともに強く推進めよう。

「お断り」

今回は紙面の都合で「質疑応答」を休載しました。今後も本欄募集の質疑はどし〳〵厚生部へお投稿下さい。

公傷で死亡

本所電気部電力課 内田良輔氏（二二）は昭和二十四年二月八日大牟田市平野山で、配電線電柱に電力計取付作業中昼夜線に接触墜落して頭部顔部打撲右肩前胸部右傷骨部打撲創左拍動性眼球突出症になり約三ケ月間入院し一應退院、昭和二十六年九月再発し十月再入院中であったが十一月八日午後十二時二十分山上本院で死亡、十一月九日午後一時三十分宮原劇場に於て社葬を執行せられる。つゝしんで同氏に哀悼の意を表す。

激勵文

このたび会社と資本家陣営に対して、日本石炭産業の興隆と組合員の生活権を守るため、燃え上る意欲と強力な組織の下に労働者として最強の手段であるストライキを以て徹底的な一大闘争を展開中の三鉱労組は心から敬意と信頼を表明するものであります。

吉田内閣のワンマン政治は労働運動の停滞を機会にその本性を発揮して憲法第二十八條で保障されているわれ〳〵の最大の武器であるゼネストを禁止し、更に労働三法を改悪して労働者として与えられた既得権を侵害し剝奪せんとしつゝあります。

この政策は直ちに資本家と会社側の労務政策として各職場で露骨に現れようとしております。

化学労働者のわれ〳〵は職種こそ異るが、労働者として共通の利害に立つので炭鉱労働者の闘争の勝利は即ち全労働者の勝利であり、その敗北は全労働者の敗北であることを認識し三鉱労組の勝利を祈念してやまないものであります。

三鉱労組の皆さん

團結こそ最後の武器でありまた勝利の鍵であります。闘争委員を中心に一致團結して果敢な闘争を推進して行かれるとき如何に頑固な会社であっても必ずその不利を痛感し、譲歩することでありましょう。

既に第一次、第二次と五日間に亘る皆さんの鉄の團結と激しい闘魂に結ばれて敢行された画期的な闘争に依って資本家陣営は今次闘争に対する自信を根底から粉砕されつゝあると信じます。

三鉱労組の皆さん

皆さんとみなさんの家族の生活を確保するために、全労働者の生活を保障するために。最後の瞬間まで戦い抜き要求貫徹の勝利を心から祈る次第であります。

一九五一年十一月七日
三池染料労働組合
闘争委員長　中尾義春

組合千一夜（第卅八話）

新しき首途

平島敏治作
井崎兵太畵

修二は木陰から射込む、陽の光をまぶし気に眺めながら首筋の汗を拭いた。

修二等日雇労務者は〇市の目抜通りの、道路復旧工事に従事しているのである。

それら日雇労務者の群は、昼休の一刻を軒並や木陰に古新聞を敷いてよこになったり、膝を抱きかゝえるようにして街路樹にもたれて居眠りしている者、何だかひどくつかれきっているようであった。

修二の前を炭鉱労組の宣傳班の自動車がスピーカーで放送しながら走って行った。車上の人はほとんど修二の顔馴染であった。修二も丁度一昨年十月のレッド・パージ迄は炭鉱の執行員として、又中闘委として華々しい活躍ぶりを見せた事もあったが、それも一つの思ひ出となった。

華々しい組合運動の中途で、パージになったその当初は、張詰めた弦が切れたかのような感じがして、反抗的に何物にでも当り散らしたい気持であったが、妻の京子のやさしい慰めがより所のない心の杖であった。いまはその妻も生活苦の無理が昂じて胸を病む身になって病床にあった。

失業保険も切れ、退職して一年にもなるが生活の設計も出來ず、僅かばかりの退職金も使ひ果して病妻の薬価にも窮する状態であった。

病気は悪化して見る見るやせ細って行く病妻を、二百円足らずの失業対策の給料では、どうすることも出來ぬ不甲斐なさがいらだって來て、愈々どん底まで來たことを痛感し、死ぬるかあるいは非人道的な悪の道に入るかと崩れゆく氣持をどうすることも出來ない今日この頃であった。

木陰で嬰児に授乳している佐々木さんの所へ小学二年生位の男の兒が、つぎの当ったズボンをはいて走って來た。「お母しやん、つれて帰ろうか」と母親の傍に坐りながらいった。佐々木さんはつい最近夫に先立たれ、三人の子供を育てゝ働らいているのである。

この小学二年生位の子供が多分長男であろう、学校から帰って長男が迎えに來る迄は仕事する傍に寝かして、長男が学校が退けたら迎えに毎日來ているようである。

「佐々木さんも大変ですね」修二は話しかけた「この子が居らんなら、どげんか仕事でん、でくるばってん、ですな」乳を含ませながら、修二をかえりみてぽつんとつぶやいた。乳児は腹を充したのか眠って時々口を動かしているようである「この子達が大うなる迄は石にかぢりついたっちゃ、生きて行かんならですな」母として生きようとする、その旺盛な生活意慾に対しては、男として生活苦に負けようとする、自分の心の弱さが恥かしくなって來た。

市役所のサイレンが吹鳴した。みんなモツコやシヨベルを持って作業にかゝって行った。佐々木さんも乳児を長男に背負わせて、甲斐々々しく立上った。遊びたい盛りの男の児が子供のもりをして母親の苦労を幾分でも軽く仕様とする健気さに、修二は目頭があつくなって來た。

「お母しやん、早う帰ってこんな」長男は電車通りにかけて行った「あぶのうなかごつかへらんと」母親としての氣づかいから、後より追討かけるように叫んだ。この母子の姿を見ながら、修二は何か力を与へられたような感じがした。

シヨベルで土を返す毎に、病妻の顔が土壌の中から浮んで、強くなって叫んでいるようだ。

知らず知らずの中に、シヨベルの動きが早くなって、額に汗がしっとりと浮き出て來た。

汗を拭き乍ら、帰宅したら笑顔で病妻を慰めて、強く生き抜く自分の決心を語る、その言葉を色々考へ乍ら又シヨベルを手にした。